

加西市教育事業（教育委員会関係）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の団体等が別表に掲げる事業を実施する場合に、加西市（以下「市」という。）が補助を行うことについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助）

第2条 市は、予算の範囲内において別表に掲げる事業に要する経費の全部又は一部を補助する。

（補助金の交付申請）

第3条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書を添えて別に通知する日までに、これを加西市教育長（以下「市教育長」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第4条 市教育長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要があるときは現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を当該決定に係る者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 市教育長は、前条の規定による補助金の交付の決定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（申請の取下げ）

第6条 補助金交付の申請をした者は、第4条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（事業計画の変更）

第7条 補助金交付決定通知を受けた者は、交付決定を受けた事業の内容について重要な変更をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第2号）に変更の理由及びその内容を記載した書類を添えて、これを市教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の実績の報告）

第8条 補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知に係る事業を完了したときは、すみやかに実

績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、市教育長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期及び請求）

第9条 市教育長は、前条の実績報告書を受領したときは、すみやかに審査及び必要があるときは現地調査を行い適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。ただし、補助金交付決定額と同額の場合は、額の確定通知を省略することができる。

2 前項の規定により、補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第4号）を市教育長に提出しなければならない。

3 市教育長は、必要と認めるときは補助金を概算払することができる。

（国庫補助を受けるものの特例）

第10条 市が国又は県から助成を受けて補助を行う補助金については、国又は県の指示によるものとする。

（補助金の交付の取消し又は返還）

第11条 市教育長は、補助金交付決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 第5条の規定により付された条件に違反したとき。
- （3） 補助金をその目的以外の目的に使用したとき。
- （4） 補助金の額が、すでに交付した補助金の額に比して減少したとき。
- （5） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市教育長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第12条 市教育長は、補助金交付決定に係る事務を適正に執行するため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者から必要な報告を求め又は当該職員に帳簿、書類等を調査させることがある。

（帳簿等の備え付け）

第13条 補助金の交付を受けた者は、経理の状況を常に明確にしておかなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第1条関係、第2条関係）

事業名	補助の目的	補助対象事業	補助金の額
社会教育団体育成補助	社会教育団体活動に要する経費の一部を補助することによりその健全な発展を促進する。	加西市青年団 加西市連合婦人会 加西市連合PTA活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部
青少年団体育成補助	青少年団体活動に要する経費の一部を補助することにより青少年団体の健全な発展を促進する。	青少年団体活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部
指定文化財保存整備等補助	指定された文化財の管理及び保存整備の促進を図る。	指定文化財の保存整備等に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部とする。
歴史文化を活かしたまちづくり活動補助	「加西市文化財保存活用地域計画」の趣旨に基づき、活動に要する経費を補助することにより「市民と共に進める歴史文化を活かしたまちづくり」を推進する。	歴史文化を活かしたまちづくり活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の全部または一部
指定無形文化財及び指定民俗文化財伝承活動補助	指定された無形文化財及び民俗文化財の保存伝承を促進する。	指定無形文化財及び指定民俗文化財の保存伝承活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部とする。
青少年育成団体活動費補助	青少年育成会活動に要する経費の一部を補助することによりその健	青少年育成会活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部

	全な発展を促進する。		
青少年補導委員連絡協議会補助	青少年補導委員連絡協議会活動に要する経費の一部を補助することによりその健全な発展を促進する。	青少年補導委員連絡協議会活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部
教職員研修費補助	教職員の研修に要する経費を補助することにより教育の効果と教員資質の向上を図る。	教職員の研修に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部
学校保健会補助	加西市学校保健会の活動に要する経費を補助することにより学校保健の普及発展を図る。	加西市学校保健会の活動に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部
生涯学習事業補助	生涯学習事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、生涯学習の発展と人材育成を図る。	生涯学習事業の実施に要する経費	予算の範囲内で当該事業に要する経費のうち補助対象経費の一部